

第2次早島町一般廃棄物処理基本計画

令和5年6月

早 島 町

目 次

第1章 計画策定に当たり	1
1. 計画策定	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	3
(4) 計画の範囲	3
(5) SDGs（持続可能な開発目標）との関係	3
第2章 早島町の概要	4
1. 位置的特性	4
(1) 位置・面積	4
2. 社会的特性	5
(1) 人口動態	5
(2) 産業の動向	5
(3) 土地利用状況	6
第3章 ごみ処理の現況	7
1. ごみ処理関連施策の概要の経過	7
2. ごみ処理体制	8
(1) ごみの分別区分	8
(2) ごみ処理の主体・流れ	9
(3) 収集運搬の現況	11
(4) 中間処理・最終処分・資源化の現況	14
(5) 処理施設の概要	14
3. ごみ処理の実績	16
(1) ごみの排出量	16
(2) 不燃ごみの埋立量	19
(3) 資源ごみの排出量	21
(4) 排出抑制の実績	24
4. 課題	27
(1) 排出抑制・資源化に関する現況と課題	27
(2) 収集・運搬に関する現況と課題	27

(3) 処理に関する現況と課題	28
-----------------	----

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針	29
(1) ごみ処理の基本方針	29
2. 排出抑制・資源化のための取組施策の評価	30
3. 将来推計	31
(1) 人口推計	31
(2) ごみ排出量の推計	31
4. 排出抑制・資源化計画	32
(1) 計画目標	32
(2) 町民・事業者・行政の役割	33
(3) 排出抑制・資源化のための施策	35
5. 収集・運搬計画	36
(1) 計画目標	36
(2) 収集・運搬体制	36
(3) 収集・運搬の量	36
6. 中間処理計画	37
(1) 計画目標	37
(2) 中間処理の方法	37
(3) 中間処理の量	37
7. 最終処分計画	38
(1) 計画目標	38
(2) 最終処分の方法	38
(3) 最終処分の量	38
8. その他必要な事項	39
(1) 早島町ごみ減量化推進協議会	39
(2) 本町の長期計画	39

第5章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念	40
(1) 計画を実施するに当たっての基本理念	40
(2) 計画の位置づけ	40
2. 基本方針	40
(1) 生活排水処理施設整備の基本方針	40
3. 生活排水処理の現状と課題	41

(1) 生活排水の排出人口	4 1
(2) 生活排水の収集・運搬の状況	4 2
(3) 生活排水の処理状況	4 3
(4) 生活排水処理の課題	4 4
4. 生活排水処理基本計画	4 5
(1) 処理の目標	4 5
(2) 生活排水を処理する区域	4 6
(3) し尿・浄化槽汚泥処理の計画	4 6
5. その他必要な事項	4 7
(1) 住民に対する広報・啓発活動	4 7

第1章 計画策定に当たり

1. 計画策定

(1) 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、ごみの減量や適正処理に向け施策を推進していくための計画とする。

早島町（以下、「本町」という。）では、第4次早島町総合計画と整合を図りながら、平成25年4月に「早島町一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成25年～令和4年度、平成30年度に改定。以下、「前計画」という。）を策定し、ごみの発生や排出抑制、生活排水の適正処理と環境保全に取り組んできた。

国においては、これまでの社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、SDGs（持続可能な開発目標）の概念を取り込んだ「質にも着目した循環型社会の形成」の実現を目指すべく、取り組みを強化している。

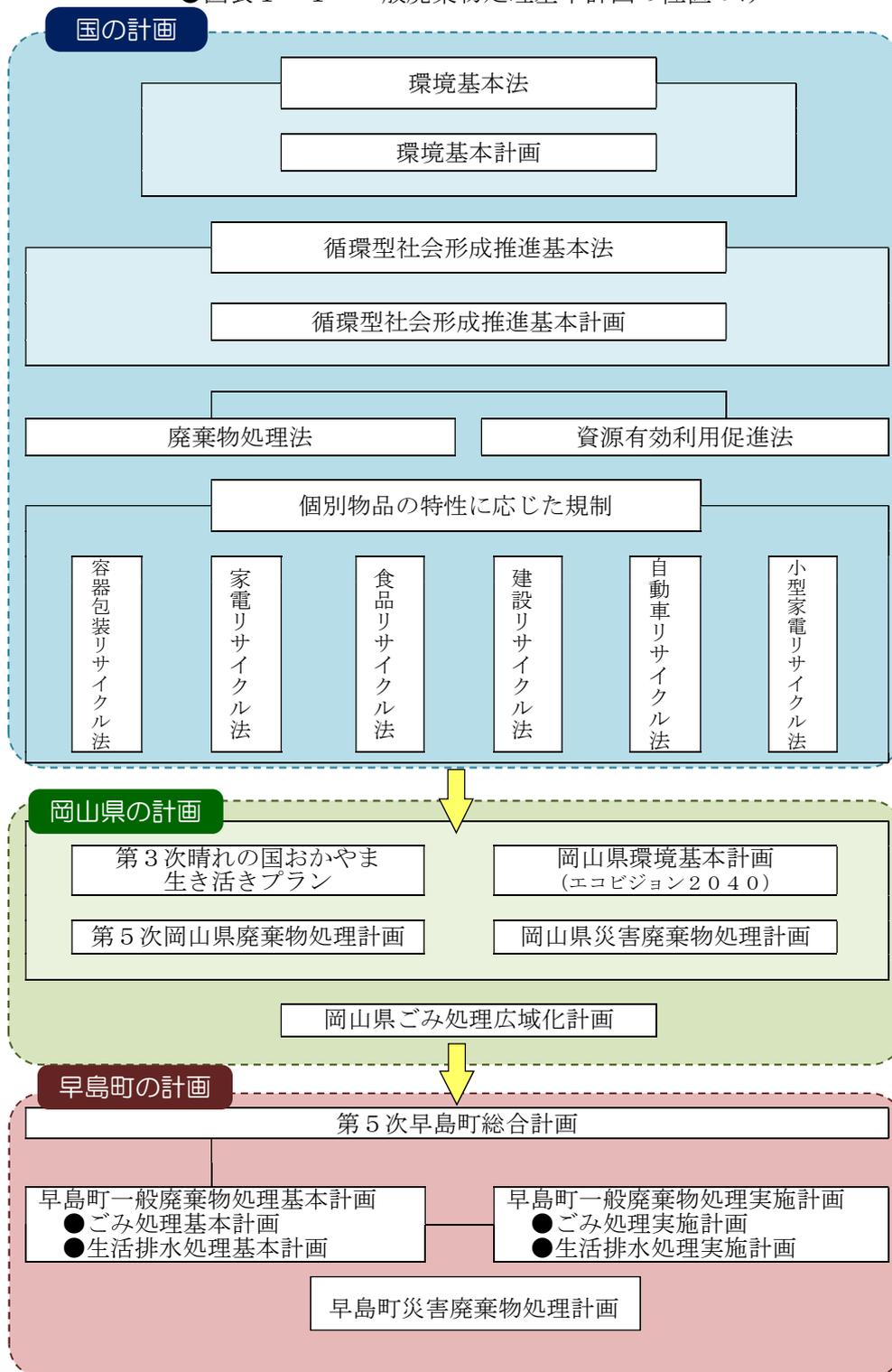
このたび、前計画の計画期間が満了を迎えたことから、本町の一般廃棄物（ごみ・生活排水）の発生・排出量、資源・減量化、処理・処分の動向を十分に把握し、また、人口動態・社会経済情勢及び国・県等の動向等にも配慮しつつ、長期的な視点に立って、行政効率、温室効果ガス排出抑制等の環境負荷低減の見地からも検討を重ねるとともに、令和4年に策定された第5次早島町総合計画や早島町災害廃棄物処理計画との整合を図りながら、今後10年間における廃棄物及び生活排水の適正処理に関して必要な施策を推進するため、「第2次早島町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、各種施策の展開を行う。

(2) 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図表1-1のとおりである。

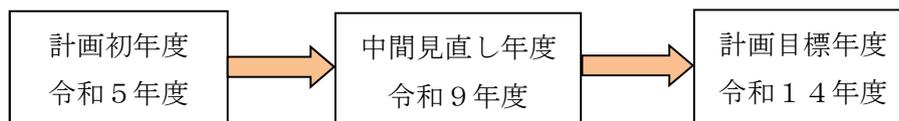
本計画に基づく施策の実施に当たっては、関連する行政計画との整合性を保つことに十分配慮するものとする。

●図表1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



(3) 計画期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、10年目に当たる令和14年度を計画目標年度としている。なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など廃棄物対策をとりまく環境の変化へも対応するため、概ね5年をめぐりに改訂し、さらに必要に応じて、計画の見直しを行うものとする。



(4) 計画の範囲

本計画の範囲は、本町において発生する一般廃棄物を対象とする。(イトーピア団地早島町分は、倉敷市に委託しているため除く。)

(5) SDGs (持続可能な開発目標) との関係

本計画は、SDGsの理念を踏まえて、ごみ及び生活排水の排出と処理に関わる住民、事業者、町など、あらゆる主体のパートナーシップによる取り組みを推進する。



第2章 早島町の概要

1. 位置的特性

(1) 位置・面積

本町は、岡山県の南地域のほぼ中央に位置し、町の東部を岡山市、南北及び西部を倉敷市によって囲まれている。町の中央を国道2号が東西に走っており、瀬戸中央自動車道と山陽自動車道を結ぶ早島インターチェンジが連結している。

広ぼうは東西 3.53 km、南北 4.18 km、総面積は 7.62k m²と、岡山県内で最も狭い町であるが、令和3年度末の人口は 12,665 人であり、人口密度は岡山県内で最も高い。

本町は、かつて畳表の原料であるイ草を栽培する農業中心の町だったが、国道2号の開通等により、岡山市、倉敷市等のベッドタウンとして発展している。また、岡山県総合流通センターと早島インターチェンジによって、物流、交通の要衝の地となっている。

●図表2-1 早島町の位置



2. 社会的特性

(1) 人口動態

本町の総人口は平成 29 年度から令和 2 年度にかけて微増したものの、令和 3 年度は減少した。

●図表 2-2 人口動態

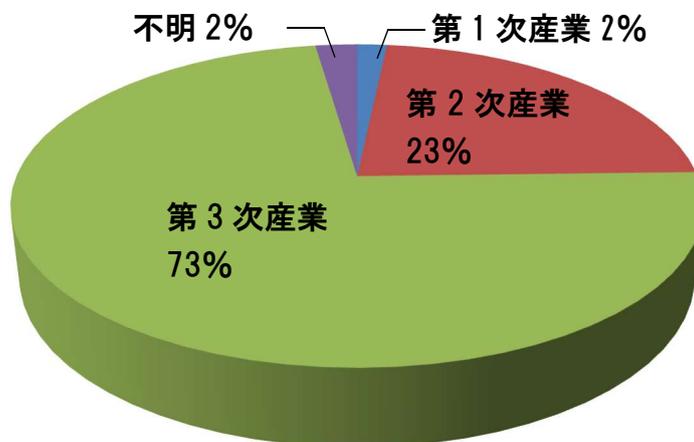
区 分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
世帯 (戸)	4,935	5,022	5,082	5,088	5,129
総人口 (人)	12,484	12,588	12,637	12,684	12,665
男 (人)	6,023	6,064	6,100	6,097	6,083
女 (人)	6,461	6,524	6,537	6,587	6,582
1 世帯あたり 人口 (人)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
人口密度 (人/㎢)	1,638	1,652	1,658	1,665	1,662

資料元：住民基本台帳 (4 月 1 日時点)

(2) 産業の動向

令和 2 年度における本町の産業別就業人口の割合は、第 1 次産業が 2%、第 2 次産業が 23%、第 3 次産業は 73%、不明が 2%となっている。

●図表 2-3 産業別就業人口の推移

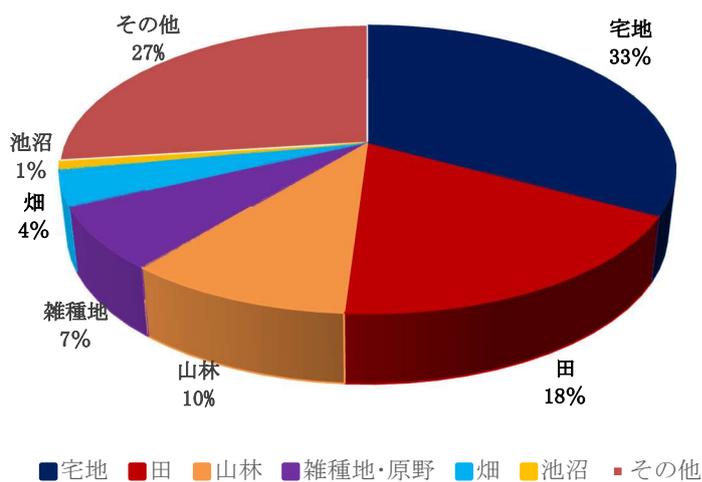


資料元：令和 2 年国勢調査

(3) 土地利用状況

本町における土地利用状況は、宅地が33%と最も多く、田が18%、山林が10%と続く。近年、特に企業倉庫などの立地が増加を続けており、宅地が増加傾向である。

● 図表 2 - 4 土地利用状況(令和3年1月1日現在)



資料元：税務課

第3章 ごみ処理の現況

1. ごみ処理関連施策の概要の経過

年度	町の状況
H30.7	資源ごみとしての水銀入り蛍光灯等の回収（リサイクルステーションにて）
H30.12	家庭ごみの出し方及びワンポイント集の改訂版発行
R元.10	可燃ごみ処理手数料 10kgあたり 136円に変更
R2.10	町内3カ所に水銀入り蛍光灯等の回収箱を設置
R3.3	食品ロスの削減や未使用食品の有効利用を目的としてフードドライブを開始
R3.4	町職員による水路ごみの回収を開始
R3.7	ボランティア活動用ごみ袋の配布を開始
R4.6	早島町災害廃棄物処理計画策定
R5.4	電気式生ごみ処理容器の補助金額の引き上げ ごみステーション設置の際の補助限度額の引き上げ 可燃ごみ処理手数料 10kgあたり 153円に変更

2. ごみ処理体制

(1) ごみの分別区分

本町のごみは可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに大別される。

可燃・不燃ごみは、それぞれ大きさや重さ等によって、粗大ゴミとして区分する。

資源ごみはその性状により、下記の通り大きく6つに分けられる。

本町から排出される一般廃棄物の種類及び分別区分を図表3-1に示す。

●図表3-1 一般廃棄物の種類及び分別区分

区 分		種 類	
収集ごみ	可燃ごみ	生ごみ、木、竹類、ゴム皮類、プラスチック類、その他燃やせるごみ	
	不燃ごみ	ガラス類、陶磁器類、大理石類、金属類、ホーロー製品、化粧品のビン類、その他燃やせないごみ	
	資源ごみ	紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、その他紙類）	
		金属類（スチール・アルミ・スプレー缶）	
		びん類（生びん、雑びん）	
		布類（衣類・毛布）	
		ペットボトル（ペット1マークのみ）	
	トレー・発泡スチロール（拠点回収による）		
廃乾電池・水銀入り廃製品	廃乾電池、水銀入り廃製品（蛍光管等、血圧計、体温計、温度計）		
粗大ごみ （戸別収集）	可燃	可燃ごみのうち、重さが20kgまたは長さが1mを超えるもの、戸別収集を希望するもの	
	不燃	不燃ごみのうち、重さが20kgまたは長さが1mを超えるもの、戸別収集を希望するもの	
搬入ごみ	粗大ごみ （自己搬入）	可燃	可燃ごみのうち、重さが20kgまたは長さが1mを超えるもの、自己搬入を希望するもの
		不燃	不燃ごみのうち、重さが20kgまたは長さが1mを超えるもの、自己搬入を希望するもの
収集しないごみ		タイヤ、バッテリー、オイル、消火器、モーターバイク、劇薬・農薬、煉瓦、瓦、ブロック等	
	メーカーによるリサイクル	家電リサイクル法対象機器4品目（ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）、デスクトップパソコン、ノートパソコン	

(2) ごみ処理の主体・流れ

ごみ処理の主体を図表3-2に、流れを図表3-3に示す。

本町には可燃ごみを焼却処理する施設がないため、倉敷市に委託し、水島清掃工場・西部清掃施設組合清掃工場にて焼却処理を行い、焼却灰を水島エコワークスで再資源化している。

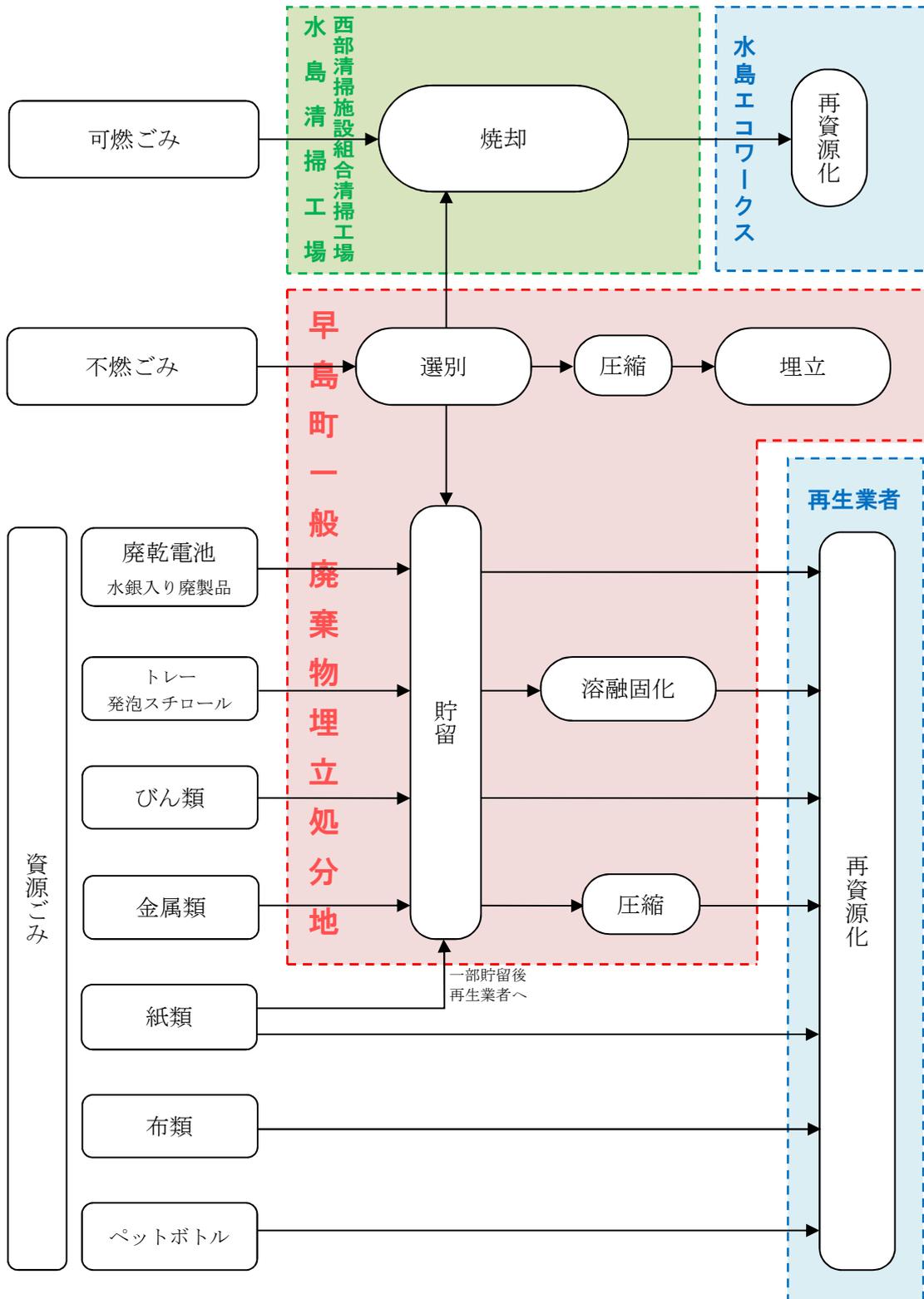
不燃ごみに関しては、早島町一般廃棄物埋立処分地で可燃ごみ・資源ごみ・埋立ごみに分別し、埋立ごみについては最終処分（埋立）を行っている。

資源ごみ及び廃乾電池は、再生業者に引き渡している。

●図表3-2 ごみ処理の主体

区 分		主 体	
家庭系	可燃	収集運搬	町の委託事業者
		中間処理	倉敷市（水島清掃工場・西部清掃施設組合清掃工場）
		再資源化	倉敷市（水島エコワークス）
	不燃	収集運搬	町の委託事業者
		中間処理	町（早島町一般廃棄物埋立処分地）
		最終処理	町（早島町一般廃棄物埋立処分地）
	資源	収集運搬	町及び町の委託事業者
		中間処理	町（早島町一般廃棄物埋立処分地）及び再生業者
		再資源化	再生業者
事業系	可燃	収集運搬	町の許可事業者
		中間処理	倉敷市（水島清掃工場・西部清掃施設組合清掃工場）
		再資源化	倉敷市（水島エコワークス）
	不燃	収集運搬	町の許可事業者
		中間処理	町（早島町一般廃棄物埋立処分地）
		最終処理	町（早島町一般廃棄物埋立処分地）
	資源	収集運搬	事業者ごとの処理 （事業者から再生業者へ引き渡し）
		中間処理	
		再資源化	

●図表3-3 早島町のごみ処理の流れフロー図



(3) 収集運搬の現況

本町から排出されるごみの収集運搬の現況は図表 3-4・3-5・3-6・3-7 に示すとおりである。

可燃ごみ、不燃ごみ（長さ 1 m 以内・重さ 20 kg 以内のもの）はごみステーションに排出され、町の委託業者が収集運搬を行っている。収集日については、町内の各地区を大きく A 地区と B 地区の二つに振り分け、可燃ごみは月・木曜日及び火・金曜日に、不燃ごみは第 1・3 週の水曜日及び第 2・4 週の水曜日に設定している。

資源ごみは、町内 31 か所のリサイクルステーションに第 1 土曜日から第 4 土曜日に排出され、同じく町の委託業者が収集運搬を行っている。缶類は空き缶回収機、トレイ・発泡スチロールについては、トレイ（発泡スチロール）回収かごを町内要所に設置し、町による拠点回収も行っている。また、紙類、金属類、びん類、廃乾電池・水銀入り廃製品は、一般廃棄物埋立処分地でも随時回収を行っている。

長さ 1 m・重さ 20 kg を超えるごみについては、個人で直接処理施設へ搬入又は町の委託業者による戸別収集となっている。戸別収集は、毎月第 4 水曜日の午後からの収集で、受付は前日の 15 時までとなっている。

事業系ごみについては、事業者自らが処理施設へ搬入又は町の許可業者による収集運搬となっている。

●図表 3-4 一般廃棄物の収集日と収集地区

収集地区	分別	収集日	対象地区
A地区	可燃ごみ	月曜日 木曜日	矢尾、日笠山、若宮、無津、塩津、官舎、大池、真磯台、市場、備南台、金田、畑岡、噂島、下野
	不燃ごみ	第 1、3 水曜日	
B地区	可燃ごみ	火曜日 金曜日	中山、ニュー早島、頓行、長津、小浜、塩地、花町、片田、弁才天、宮崎、舟本、前潟、下前潟、三軒地、久々原
	不燃ごみ	第 2、4 水曜日	

●図表 3-5 資源ごみ及び廃乾電池・水銀入り廃製品の収集種類別の収集日

資源ごみの種類	収集日
紙類	第 1 土曜日
金属類	第 2 土曜日
びん類	第 3 土曜日
廃乾電池・水銀入り廃製品	第 3 土曜日
布類・ペットボトル	第 4 土曜日

●図表 3-6 家庭系ごみの収集運搬体制

区 分		収集場所・方法	収集運搬主体	搬入先	
家庭系ごみ	可燃ごみ	ごみステーション	町の委託業者	水島清掃工場 倉敷西部清掃施設組合清掃工場	
	不燃ごみ		町の委託業者	早島町一般廃棄物埋立処分地	
	自己搬入ごみ	可燃	自己搬入	排出者	水島清掃工場 倉敷西部清掃施設組合清掃工場
		不燃			早島町一般廃棄物埋立処分地
	戸別収集ごみ	可燃	戸別収集	町の委託業者	水島清掃工場 倉敷西部清掃施設組合清掃工場
		不燃			早島町一般廃棄物埋立処分地
	資源ごみ	紙類	リサイクルステーション	町の委託業者	再生業者
			自己搬入	排出者	早島町一般廃棄物埋立処分地
		金属類	リサイクルステーション	町の委託業者	早島町一般廃棄物埋立処分地
			自己搬入	排出者	
			町内の空き缶回収機	町	
		びん類	リサイクルステーション	町の委託業者	早島町一般廃棄物埋立処分地
			自己搬入	排出者	
		布類	リサイクルステーション	町の委託業者	再生業者
		ペットボトル	リサイクルステーション	町の委託業者	再生業者
		トレー・発泡スチロール	町内のトレー回収かご	町	早島町一般廃棄物埋立処分地
廃乾電池・水銀入り廃製品	リサイクルステーション	町の委託業者	早島町一般廃棄物埋立処分地		
	自己搬入	排出者			

●図表 3-7 事業系ごみの収集運搬体制

区 分		収集場所・方法	収集運搬主体	搬入先	
事業系ごみ	自己搬入ごみ	可燃	自己搬入	排出事業者	水島清掃工場 倉敷西部清掃施設組合清掃工場
		不燃			早島町一般廃棄物埋立処分地
	収集ごみ	可燃	事業者ごとに収集	町の許可業者	水島清掃工場 倉敷西部清掃施設組合清掃工場
		不燃			早島町一般廃棄物埋立処分地
	資源ごみ	紙類	事業者ごとの処理 (事業者から再生業者へ引き渡し)		
		金属類			
		びん類			
		布類			
		ペットボトル			
		トレー・発泡 スチロール			
廃乾電池・ 水銀入り 廃製品					
産業廃棄物		事業者ごとに収集	産業廃棄物 収集運搬業者	産業廃棄物処理業者	

(4) 中間処理・最終処分・資源化の現況

可燃ごみは倉敷市に委託し焼却処理後、発生した焼却灰を水島エコワークスに搬入し融解処理を行い、燃料ガス・スラグ・メタル・塩などにリサイクルしている。

不燃ごみは早島町一般廃棄物埋立処分地へ搬入し、手作業で可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみに分別した後、埋立ごみについては破碎し最終処分（埋立）している。

資源ごみのうち、第1・第4土曜日に収集している紙類、布類、ペットボトルは収集後直接再生業者へ引き渡し、第2・第3土曜日に収集している金属類、びん類は、早島町一般廃棄物埋立処分地で貯留のうえ、再生業者へ引き渡している。拠点回収を行っているトレー・発泡スチロールは、早島町一般廃棄物埋立処分地で溶融固化を行ったうえ、再生業者へ引き渡し、紙類、びん類、金属類の自己搬入分は、早島町一般廃棄物埋立処分地で貯留のうえ、再生業者に引き渡している。

廃乾電池、蛍光灯等は、町で貯留し約3年に一度再生業者へ引き渡している。

(5) 処理施設の概要

可燃ごみの焼却処理施設の概要を図表3-8に、不燃ごみの処理施設の概要を図表3-9に、再資源化施設の概要を図表3-10に示す。

可燃ごみは倉敷市へ焼却委託しているため、水島清掃工場にて焼却処理を行っている。なお、水島清掃工場の稼働状態によっては倉敷西部清掃施設組合清掃工場での焼却処理を行う場合もある。

不燃ごみは、中間処理・最終処分とも早島町一般廃棄物埋立処分地にて行い、埋立地内からの浸出液は、汚水処理施設にて処理後放流している。

資源ごみは各再生業者、可燃ごみの焼却灰は倉敷市の水島エコワークスにて再資源化を行っている。

●図表 3 - 8 可燃ごみの焼却処理施設の概要

施設名称	水島清掃工場	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場
所在地	倉敷市水島川崎通 1 - 1 - 4	倉敷市玉島道越 888 - 1
竣工年月	平成 6 年 12 月	平成 10 年 3 月
処理能力	300t/24h (150t/24h×2 炉)	180t/24h (90t/24h×2 炉)
炉形式	全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉

●図表 3 - 9 不燃ごみの処理施設の概要

施設名称	早島町一般廃棄物埋立処分地
所在地	都窪郡早島町矢尾 1242-3
埋立開始年度	昭和 56 年 6 月
埋立面積	42,000 m ²
埋立容量	224,000 m ³
汚水処理能力	130 m ³ /日
汚水処理方式	活性汚泥処理+凝集沈殿+急速砂濾過+活性炭吸着
処理対象物	不燃物、汚泥

●図表 3 - 10 再資源化施設の概要

施設名称	水島エコワークス株式会社
所在地	倉敷市水島川崎通 1 - 14 - 5
竣工年月	平成 17 年 3 月
処理能力	555t/24h (185t/24h×3 炉)
炉形式	全連続式ガス化溶解炉 (ガス化改質方式)

3. ごみ処理の実績

(1) ごみの排出量

本町から過去5年間に排出されたごみの量を図表3-11・3-12・3-13・3-14に示す。

可燃ごみ・資源ごみは、令和元年度をピークに減少傾向で、不燃ごみは増減を繰り返しており、さらに徹底した分別が必要である。総排出量としては令和元年度をピークに減少傾向であることから、今後は、資源ごみの減少に伴うリサイクルの推進が大きな課題となっている。

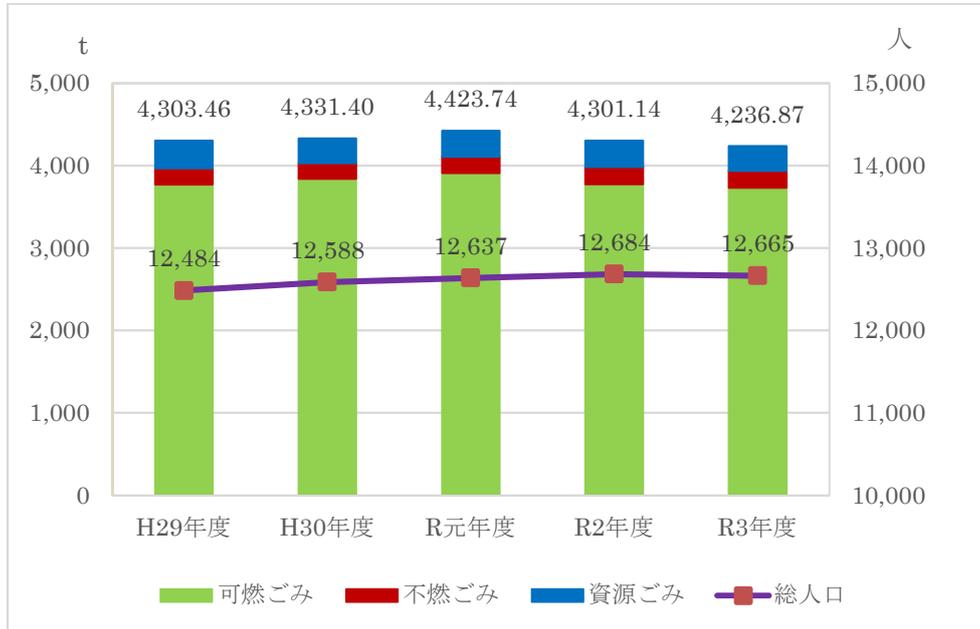
なお、ここに示す資源ごみの排出量は、ごみとして排出された量に加え集団回収等による量も含むものである。

●図表3-11 ごみの排出量

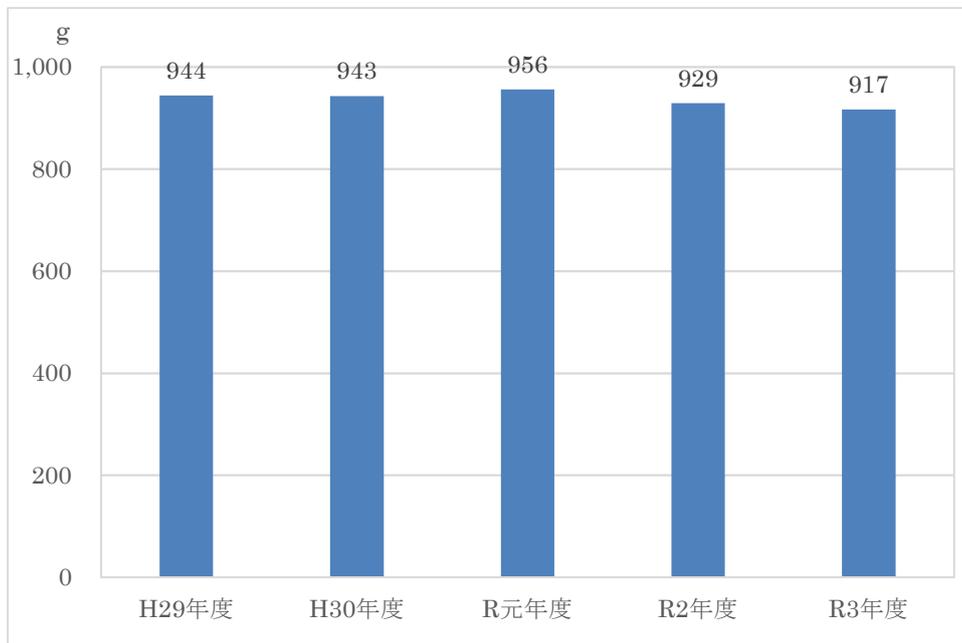
区 分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
可燃ごみ (t)	3,772.79	3,841.84	3,910.61	3,774.89	3,734.19
不燃ごみ (t)	197.19	188.15	196.62	209.86	202.97
資源ごみ (t)	333.47	301.41	316.51	316.39	299.71
計 (t)	4,303.46	4,331.40	4,423.74	4,301.14	4,236.87
総人口 (人)	12,484	12,588	12,637	12,684	12,665
1人1日あたりのごみの量 (g)	944	943	956	929	917

※1人1日あたりのごみ量=ごみ量(可燃ごみ+不燃ごみ+資源ごみ)÷365÷人口
令和元年度については、うるう年のため366日で計算している。

●図表 3-12 ごみの排出量と人口



●図表 3-13 1人1日あたりのごみの量



●図表 3-14 ごみの排出量（家庭ごみ・事業ごみ・直接持込） 単位：t

区 分		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
家庭ごみ	可燃	2,046.96	2,041.94	2,082.96	2,059.67	2,051.76
	不燃	160.70	145.42	151.00	162.60	159.34
事業ごみ	可燃	1,511.39	1,523.50	1,538.57	1,392.36	1,418.89
	不燃	27.14	26.10	35.04	29.56	29.66
直接持込	可燃	214.44	276.40	289.08	322.86	263.54
	不燃	9.35	16.63	10.58	17.70	13.97
計		3,969.98	4,029.99	4,107.23	3,984.75	3,937.16

(2) 不燃ごみの埋立量

本町で回収される不燃ごみは、主にガラスくず・金属類・陶磁器くず・小型家電製品・自転車等である。

図表3-15に示した各リサイクル法でリサイクルが義務付けられているものは、本来不燃ごみの収集対象外であるが、不燃ごみに混入して排出されている状況が見られ、特に容器包装（缶類やびん類）の混入が目立つ。ただし、小型家電製品に限っては、現在は不燃ごみとして回収している。

●図表3-15 各リサイクル法のリサイクル対象物

区 分	対 象 物
容器包装リサイクル法	一般の家庭でごみとなって排出される、商品の容器や包装に使われた廃棄物（びん、缶、お菓子の袋、ペットボトル、レジ袋など）
家電リサイクル法	一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品（家庭用エアコン、ブラウン管・液晶テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）
食品リサイクル法	食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生する食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの。
建設リサイクル法	特定建設資材（コンクリート〔プレキャスト板等を含む。〕、アスファルト・コンクリート、木材）
自動車リサイクル法	使用済み自動車
小型家電リサイクル法	一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要であるもの。（デジタルカメラ・ゲーム機・携帯電話など）

回収した不燃ごみは早島町一般廃棄物埋立処分地に搬入し、手作業で分別を行う。この作業で、不燃ごみに混入した可燃ごみ、アルミ缶・スチール缶・雑びん・生びんといった資源ごみ、廃乾電池などを分別する。さらに、小型家電製品をはじめとした複合製品は、手作業で解体し、可燃性の外装や電子基板は可燃ごみとして、金属性の部品などは資源ごみとして分別している。こうして分別された後に残る埋立ごみは、破碎した後最終処分（埋立）している。

近年、不燃ごみの搬出量は増減を繰り返し、それに比例し埋立量も同じ傾向となっており、限られた残余容量の中でできる限りの延命化を図るためには、不燃ごみの排出抑制をさらに強化することが重要で、徹底した分別及び再資源化を行う必要がある。また不燃ごみからの資源物回収の道を広げ、埋立量のさらなる減少を推進していく。ただし、手作業での分別は非常に大きな労力を要するため、可燃ごみ・資源ごみの混入を未然に防ぐことで分別の負担を軽減し、効率的な作業が行えるよう、町民への啓発活動等に努めねばならない。

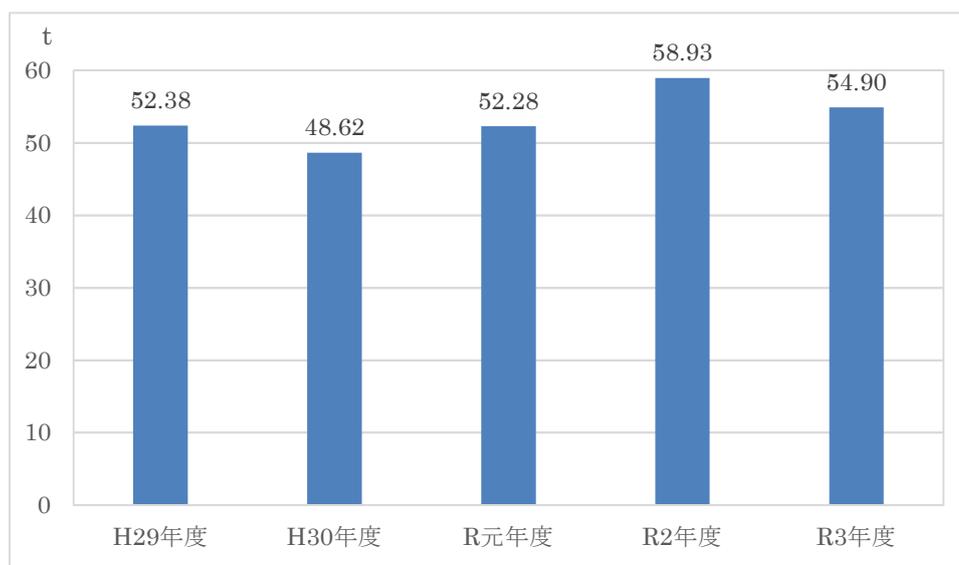
埋立量の推移を図表 3-16・3-17 に示す。

●図表 3-16 埋立量の推移

単位：t

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
埋立量	52.38	48.62	52.28	58.93	54.90

●図表 3-17 埋立量の推移



(3) 資源ごみの排出量

資源ごみの種類別の排出量とその合計等を図表 3-18・3-19・3-20・3-21・3-22 に示す。

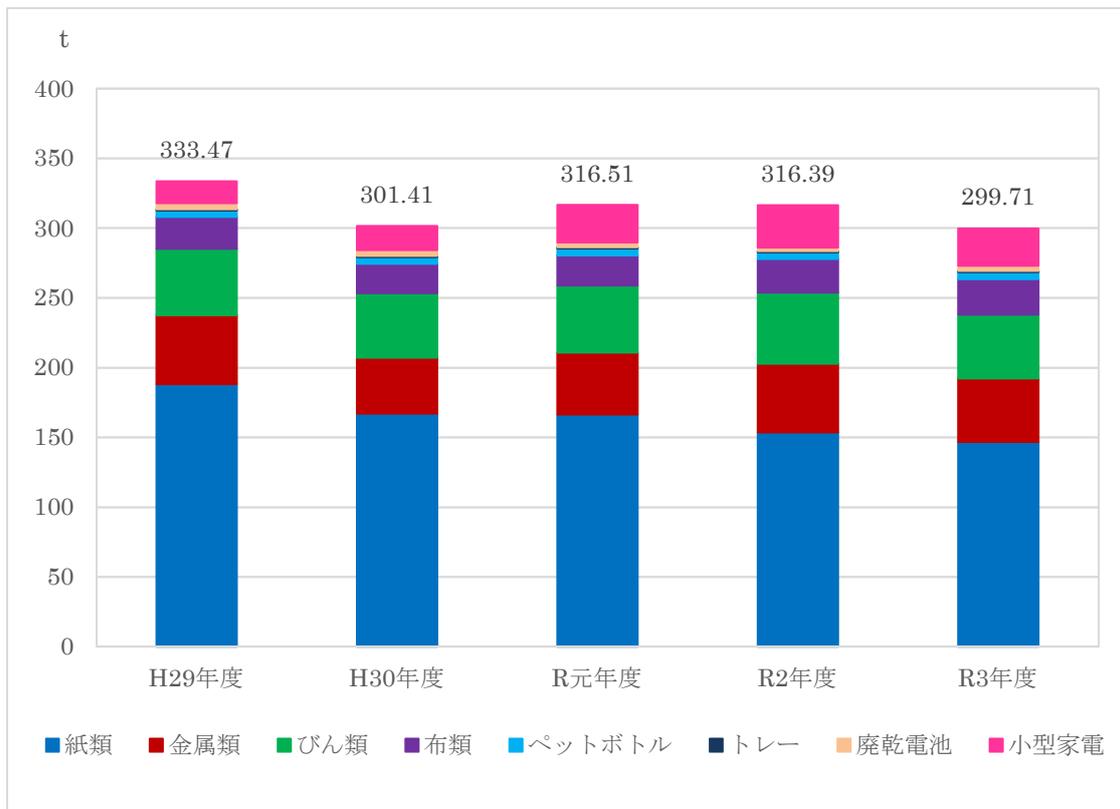
近年スーパーマーケットや古紙回収業者等への排出が増加したこと、また生活スタイルの変化などの背景から資源ごみは減少傾向にあり、それに伴い再資源化率も減ってきている。

●図表 3-18 資源ごみの排出量

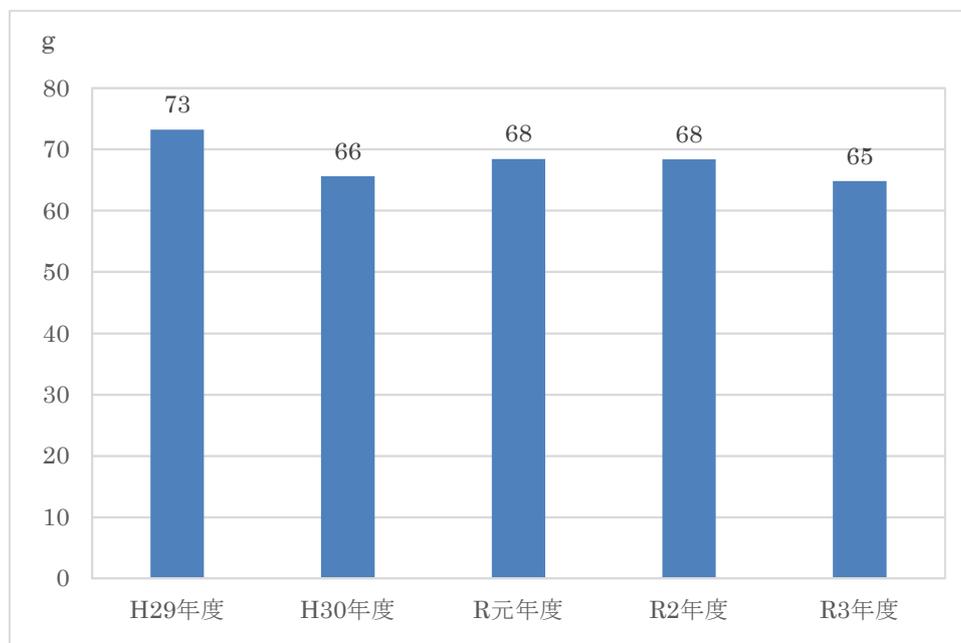
種 類	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
紙 類 (t)	188.26	167.26	166.52	153.58	146.74
金 属 類 (t)	49.36	40.06	44.34	49.34	45.64
び ん 類 (t)	47.51	46.13	47.97	51.05	45.72
布 類 (t)	22.90	21.01	21.58	23.87	25.40
ペットボトル (t)	4.60	4.91	4.94	4.81	5.03
ト レ ー (t)	0.94	0.95	0.98	1.05	0.94
廃 乾 電 池 (t)	4.31	4.12	3.55	2.47	3.57
小 型 家 電 (t)	15.59	16.98	26.64	30.23	26.68
計 (t)	333.47	301.42	316.52	316.40	299.72
総人口 (人)	12,484	12,588	12,637	12,684	12,665
1人1日当たりの 資源ごみ量 (g)	73	66	68	68	65

※1人1日当たりの資源ごみ量=資源ごみ量÷365÷人口
令和元年度については、うるう年のため366日で計算している。

●図表3-19 資源ごみの排出量



●図表3-20 1人1日あたりの資源ごみの量

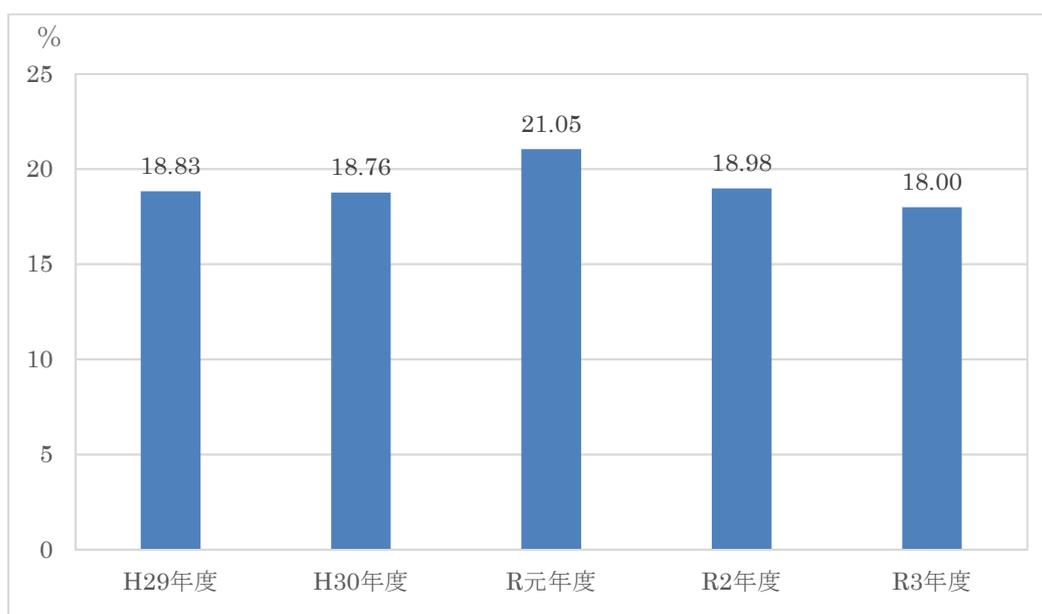


●図表 3 - 2 1 再資源化率

単位：t

区 分		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
施設処理量	焼却処理量	3,772.79	3,841.84	3,910.61	3,774.89	3,734.19
	中間処理量	197.19	188.15	196.62	209.86	202.97
施設処理量計		3,969.98	4,029.99	4,107.23	3,984.75	3,937.16
直接資源化量	紙類	188.26	167.26	166.52	153.58	146.74
	金属類	49.36	40.06	44.34	49.34	45.64
	びん類	47.51	46.13	47.97	51.05	45.72
	布類	22.90	21.01	21.58	23.87	25.40
	ペットボトル	4.60	4.91	4.94	4.81	5.03
	トレー	0.94	0.95	0.98	1.05	0.94
直接資源化量計		313.57	280.32	286.33	283.70	269.47
施設資源化量	廃乾電池	6.04	-	-	-	9.78
	溶融スラグ	487.13	528.32	638.33	526.54	477.86
施設資源化量計		493.17	528.32	638.33	526.54	487.64
資源化量計 (直接資源化量計 + 施設資源化量計)		806.74	808.64	924.66	810.24	757.11
ごみ処理量計 (施設処理量計 + 直接資源化量計)		4,283.55	4,310.31	4,393.56	4,268.45	4,206.63
再資源化率 (%) (資源化量 ÷ ごみ処理量 × 100)		18.83	18.76	21.05	18.98	18.00

●図表 3 - 2 2 再資源化率



(4) 排出抑制の実績

本町の排出抑制のための取組を以下に示す。

① ごみの有料化

本町では、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進め、ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るため、平成 11 年 4 月より町指定のごみ袋・収集シールを導入しごみ処理の有料化を実施している。

ごみ袋の区分については、可燃ごみ用大・中・小・特小及び不燃ごみ用である。

また可燃ごみの町内許可業者の持ち込み分の料金について令和 5 年 4 月より 10kg 当たり 153 円に変更をしている。

以下、図表 3-23・3-24・3-25 に示す。

●図表 3-23 ごみ袋・収集シールの料金区分

種類	区分	容量	料金	
ごみ袋	可燃ごみ用	大	40ℓ	300 円/10 枚
		中	30ℓ	250 円/10 枚
		小	20ℓ	200 円/10 枚
		特小	10ℓ	100 円/10 枚
	不燃ごみ用	30ℓ	300 円/10 枚	
収集シール	区別無し	—	50 円/枚	

●図表 3-24 直接持ち込みの料金区分

区分	積載量	料金
可燃ごみ 不燃ごみ	～ 350 kg	2,000 円
	350 kg 超～1,000kg まで	5,000 円
	1,000 kg 超～2,000kg まで	10,000 円
	2,000 kg 超～4,000kg まで	20,000 円

●図表 3-25 許可業者の料金区分

区 分	積載量	料 金
可燃ごみ	—	10kg 当たり 153 円
不燃ごみ	～ 350 kg	2,000 円
	350 kg超～1,000kg まで	5,000 円
	1,000 kg超～2,000kg まで	10,000 円
	2,000 kg超～4,000kg まで	20,000 円

② 生ごみ処理容器設置事業補助金交付

一般家庭から排出される生ごみの減量のため、生ごみ処理機を購入した場合、「早島町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱」に基づいて、補助金を交付している。交付件数の実績を図表 3-26 に示す。

●図表 3-26 生ごみ処理容器設置事業補助金交付件数

区 分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	計
電気式 生ごみ処理機	1	1	5	5	3	15
コンポスト	2	3	2	1	8	16
生ごみ密封 発酵容器	0	0	2	1	2	5
計	3	4	9	7	13	36

③ 早島町ごみ減量化、資源化協力店設置

消費者と町内の販売店が一体となって、ごみ減量化、資源化に積極的に取り組み、ごみ処理及び環境の改善に努めるため「早島町ごみ減量化、資源化協力店」を設置し、「簡易包装の推進」「使い捨て容器等の使用自粛」「リサイクルの推進」など、ごみ減量化、資源化を一層推進するための取り組みを実施している。

④ 早島町ごみ減量化協力団体報奨金交付

ごみ減量化に寄与するため資源回収活動を実施する町内の自治会に対して「早島町ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱」に基づいて、報奨金を交付している。報奨金の交付額の実績を図表 3-27 に示す。

なお、報奨金の額は、対象品目 1 キログラムについて 6 円である。

●図表 3-27 ごみ減量化協力団体報奨金交付額（自治会）

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	計
資源ごみ 量(t)	267.53	244.49	245.62	236.37	228.87	1,222.90
交付額 (円)	1,605,197	1,466,960	1,473,753	1,418,216	1,373,197	7,337,323

⑤ マイバッグ持参運動の推進

広報紙や早島町ホームページを通じてマイバック持参運動の推進を図っている。

⑥ 食品ロスの削減

食品ロスの削減や未使用食品の有効利用を目的として、令和 3 年 1 月よりフードドライブを実施している。実績を図表 3-28 に示す。

●図表 3-28 フードドライブの実施状況

	R2 年度	R3 年度
点数	629	1,250
内容量計 (kg)	158.595	315.419

4. 課題

(1) 排出抑制・資源化に関する現況と課題

現況

- ・家庭系ごみの量は、可燃ごみは令和元年度をピークに減少傾向が見られるが、不燃ごみは増減を繰り返している。
- ・事業系ごみの量は、可燃ごみ、不燃ごみともに令和元年度をピークに減少したが横ばい傾向にある。
- ・資源ごみの量は、年々減少傾向にある。

課題

- ・食品ロスの減少や生ごみの水切り徹底、環境に配慮した製品の購入等を推奨する。また、資源ごみを可燃ごみ・不燃ごみに混入しないための啓発を行う。
- ・事業所のごみは、排出抑制の効果が大きいため、特に啓発・指導を強化していく。

(2) 収集・運搬に関する現況と課題

現況

- ・資源ごみを可燃ごみ・不燃ごみの中に混入したまま排出されているもの、また、指定ごみ袋への名前の無記入、指定ごみ袋以外の使用、シールなし等といったルール違反が見られる。
- ・ルール違反件数は、可燃ごみ・不燃ごみ共に減少傾向にある。
- ・賃貸住宅から排出されるごみは、特にルール違反が目立つ。

課題

- ・分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、町民に対する啓発活動をより推進する必要がある。
- ・転入者へのごみ排出のルールについて説明・啓発を行い、賃貸住宅については家主等にも協力を求めている。

(3) 処理に関する現況と課題

現況

- ・不燃ごみの中間処理を行っている早島町一般廃棄物埋立処分地と、浸出液を処理する汚水処理施設は、竣工から40年を超えており、設備の老朽化が進んでいる。
- ・不燃ごみに多量に混入した可燃ごみや資源ごみの分別は、手作業で行っており大きな労力を要する。
- ・本町の町域は狭く、新たに埋立処分地を整備するための用地を確保することが難しい。

課題

- ・老朽化が進んだ各設備の更新を計画的に行っていく必要がある。
- ・効率的な作業を行うための技術の導入とともに、排出の段階で資源ごみの混入を防ぐための取組等が必要である。
- ・資源化対象品目の拡大を検討し、分別を徹底的に行い、埋立量を減少させ施設の延命化を図る必要がある。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

(1) ごみ処理の基本方針

本計画を実施するに当たっては引き続き以下の基本理念により取り組む。

① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築（4Rの実践）

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、リデュース（購入抑制）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の、いわゆる4Rを中心とした環境への負荷が少ない社会をめざす。

図表4-1に4Rの仕組みを示す。

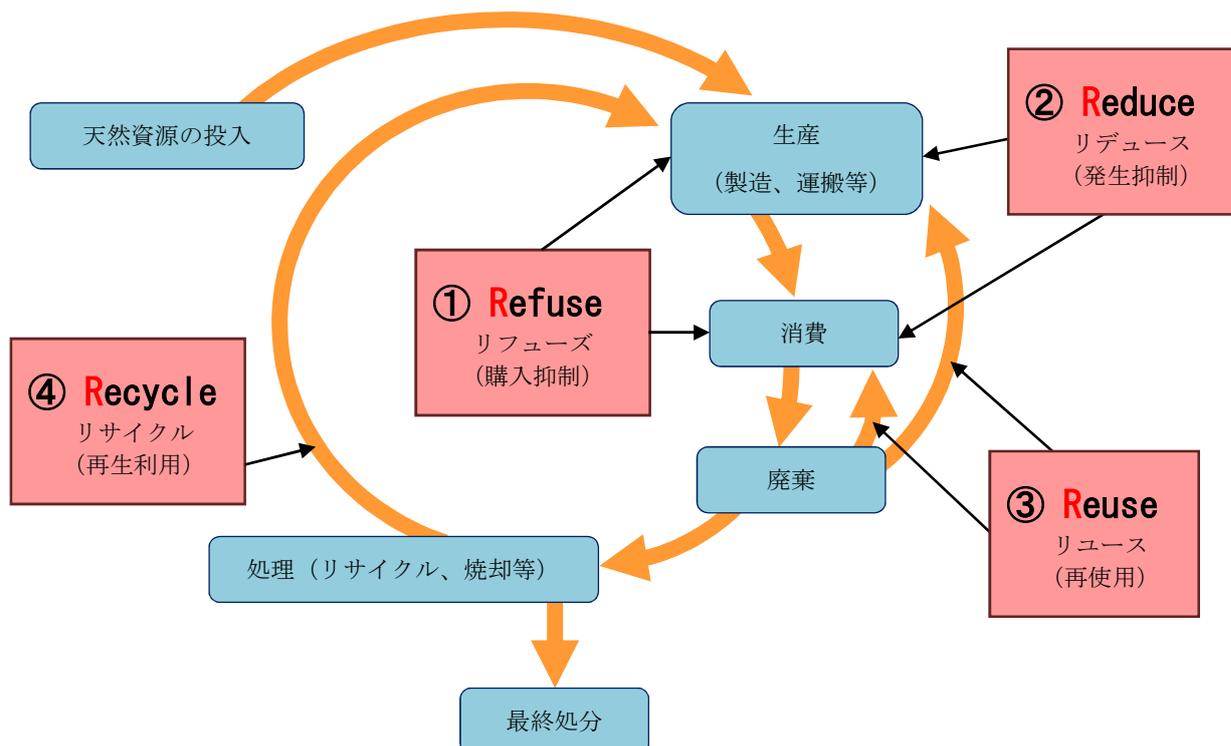
② 町民、事業者、行政が一体となった排出抑制及び資源化の促進

ごみの排出抑制のためには、町民・事業者・行政の三者がそれぞれの活動を見直し、効果的な取り組みを自主的に行うことはもちろんのこと、相互に協働していく姿勢が必要である。

③ 啓発活動の推進

本町の再資源化率は減少傾向にあり、町民意識の向上が大きな課題となっていることから、ごみ処理やリサイクル、環境問題等に関する情報を発信し、一人ひとりの自主的な取り組みを促すための啓発活動を推進していく。

●図表4-1 4Rの仕組み



2. 排出抑制・資源化のための取組施策の評価

目標達成に向けた町の取組施策について、令和4年度末での状況を図表4-2に示す。

●図表4-2 排出抑制・資源化のための取組施策の評価

施策名	内容	評価	今後の方向
可燃ごみの減量化	家庭から出る生ごみは水分を多く含んでおり、可燃ごみの中でも大きな割合を占めていると考えられる。現在本町では、生ごみ処理容器の購入補助を行っているが、これに併せて、計画的な食料購入、作りすぎ・食べ残しの防止、水切りの徹底などを広く呼び掛け、生ごみの減量化を図る。 さらに、可燃ごみとして排出されやすい雑紙をはじめとした紙類等の資源ごみの混入を防ぐため、啓発を行う。	実施	継続実施をする。
分別収集対象物の拡大	資源物として分別する品目を拡大し、排出量抑制、再資源化率の向上を図る。(容器包装廃棄物、小型家電等) なお、他市町村の取組や再生業者の動向を考慮に入れながら検討することとする。	実施	継続実施をする。
町指定ごみ袋のデザイン変更	町指定ごみ袋について、定期的なデザインの変更(分別を呼び掛ける標記の追加等)を行い、排出者の適正な排出を啓発する。	未実施	さらなるごみの減量化を目指すためデザインの工夫を図る。
HP、広報紙等による情報発信	ごみステーションや埋立処分地のごみ排出の現状を定期的に掲載し、排出者の意識の改善を図る。	実施	継続実施をする。
マイバッグ持参運動の推進	買い物の際のマイバッグ持参を呼び掛け、レジ袋の削減によるごみ排出量の減少をめざす。	実施	継続実施をする。
食品ロスの削減	フードドライブ事業を実施し、食品ロスの削減や未使用食品の有効利用を図る。	実施	継続実施をする。
子ども服・絵本リユース事業	ごみの減量化や子育て世帯の負担軽減対策として、家庭で不要になった子ども服・絵本を回収し、必要な方へ無料で譲渡する。	実施	継続実施をする。

環境学習の実施	教育現場と連携し、出前講座や処理施設の見学機会等を確保する。	実施	継続実施をする。
事業系ごみの排出抑制	事業系ごみの排出の実態を把握し、分別等の指導・助言を行う。	未実施	町内の事業者へ分別等のチラシを作成し配布を行う。
町庁舎からの排出抑制	町庁舎からの排出を抑制するために、環境に配慮した製品の購入を検討し、無駄のない効率的な業務を行う。排出したごみは分別を徹底し、適正な処理を行う。	実施	継続実施をする。

3. 将来推計

(1) 人口推計

本町の人口推計（目標値）を図表4-3に示す。

●図表4-3 人口推計（目標値）

区 分	実績（令和3年度）	中間年度 （令和9年度）	最終年度 （令和14年度）
総人口（人）	12,665	13,059	13,267

(2) ごみ排出量の推計

本町のごみ排出量の推計を図表4-4に示す。

●図表4-4 ごみ排出量の推計（目標値）

区 分	実績（令和3年度）	中間年度 （令和9年度）	最終年度 （令和14年度）
ごみ排出量（t）	4,236.88	4,258.00	4,216.36
再資源化率（%）	18.00	18.00	18.00
最終処分量（t）	54.90	52.16	50.00
総人口（人）	12,665	13,059	13,267

4. 排出抑制・資源化計画

(1) 計画目標

本町の資源化は、現状通り資源ごみについては各再生業者、可燃ごみの焼却灰については倉敷市の水島エコワークスにて行うこととする。

本町の再資源化率は減少傾向にあるため、資源化の推進を重点的に行うこととする。可燃ごみについては、継続的に減少が進むように取り組んでいく。また、不燃ごみ（最終処分量）の減量化も今以上に推進し、一般廃棄物埋立処分地の延命化を図っていく。

排出抑制・資源化について、最終年度に達成すべき目標値を図表4-5に示す。

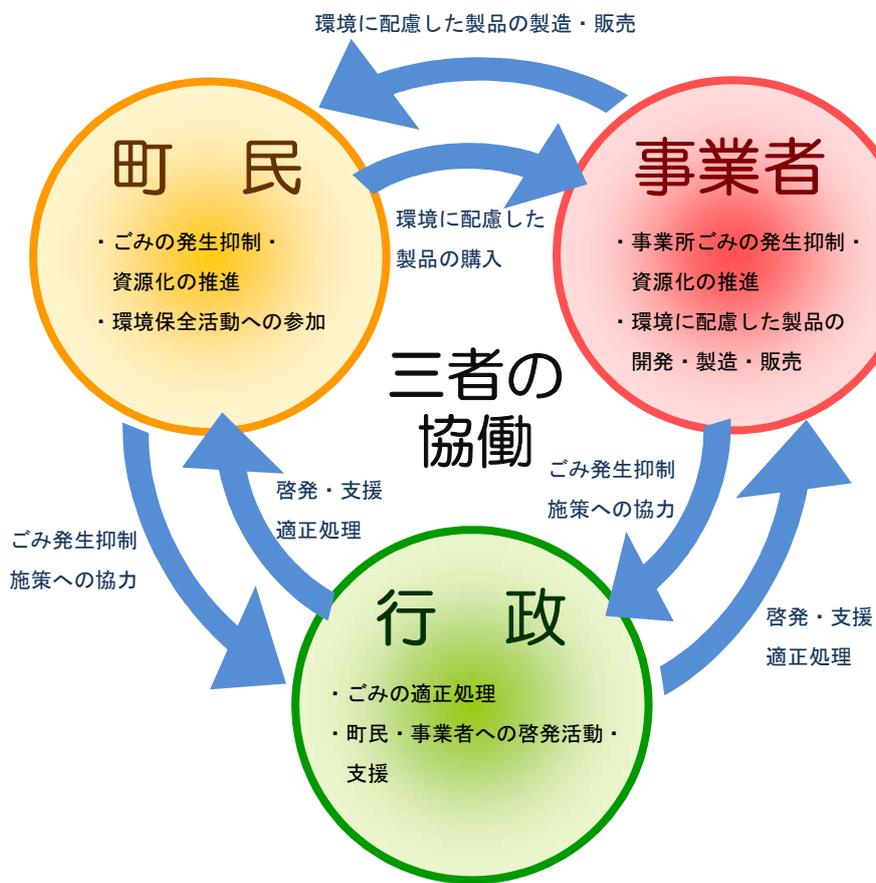
●図表4-5 中間年度・最終年度における目標値

項目	実績 (令和3年度)	中間年度 (令和9年度)	最終年度 (令和14年度)
1人1日 当たりの ごみ排出量	917 g	891 g に減量することを目指す (令和3年度比 2.8%減)	871 g に減量することを目指す (令和3年度比 5.0%減)
1人1日 当たりの 家庭ごみ 排出量	478 g	464 g に減量することを目指す (令和3年度比 2.8%減)	454 g に減量することを目指す (令和3年度比 5.0%減)
事業ごみ 年間排出量	1,448.55 t	40.55 t 減量することを目指す (令和3年度比 2.8%減)	72.42 t 減量することを目指す (令和3年度比 5.0%減)
再資源化率	18.00%	18.00%に留められるよう 努める (令和3年度実績値を維持)	18.00%に留められるよう 努める (令和3年度実績値を維持)
最終処分量	54.90 t	2.74 t 減量することを目指す (令和3年度比 5.0%減)	4.90 t 減量することを目指す (令和3年度比 8.9%減)

(2) 町民・事業者・行政の役割

排出抑制計画に当たっては、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し取り組んでいくこととする。図表4-6に三者協働の仕組み、図表4-7に役割とその内容を示す。

●図表4-6 町民・事業者・行政三者協働の仕組み



● 図表 4-7 三者の役割

	役 割	内 容
町民の役割	ごみの発生抑制 ・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆商品の購入段階で、できるだけごみになりにくいもの、繰り返し使えるもの等を選び、必要なもの以外は購入しないことを心がけ、排出抑制に努める。 ◆購入したものは修理を行いながら使えなくなるまで使うよう心がけ、使えなくなったものを排出する際は分別を徹底し、ごみの減量化に努める。 ◆どうしても不要なものが出た場合は、必要な人に譲るなど、再利用に努める。
	環境保全活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆町の排出・分別方法を遵守し、自治会及び各種団体が行う資源物回収に協力する。
事業者の役割	事業所ごみの発生抑制 ・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業活動によって発生するごみを自らの責任で適正に処理するとともに、減量化・資源化に努める。 ◆製造工程等を工夫し、生産過程で発生するごみの減量化に努める。
	環境に配慮した製品の開発・製造・販売	<ul style="list-style-type: none"> ◆商品の過剰な梱包・包装を控える。 ◆繰り返し使え、耐久性があり、リサイクルしやすい商品の開発・製造・販売を行う。
行政の役割	ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの適正な処理を行うための体制を計画的に整備する。 ◆施設の整備、処理技術の向上などを進める。
	町民・事業者への啓発活動・支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆町の広報紙やホームページにごみの分別方法や減量方法など、ごみに関する情報を掲載し、積極的に情報を発信する。 ◆町民・事業者の自主的な環境美化活動への支援を行う。 ◆教育現場での啓発活動を行う。

(3) 排出抑制・資源化のための施策

本町では、ごみの排出抑制、資源化促進のための施策を図表4-8の通り実施していくこととする。

●図表4-8 排出抑制・資源化のための方策

施策名	内容
可燃ごみの減量化	計画的な食料購入、作りすぎ・食べ残しの防止、水切りの徹底などを広く呼び掛け、生ごみの減量化を図る。 生ごみ処理容器設置事業補助金制度を拡充し、一層の利用拡大を図る。 可燃ごみとして排出されがちな、雑紙をはじめとした紙類等の資源ごみの混入を防ぐため、啓発を行う。
分別収集対象物の拡大	資源物として分別する品目を拡大し、排出量抑制、再資源化率の向上を図る。(プラスチック製容器包装、プラスチック製廃棄物等) なお、他市町村の取組や再生業者の動向を考慮に入れながら検討することとする。
リサイクル協力店の拡大	販売店などの店舗、施設などと協定を結び、リサイクルの推進を図るため協力店の拡大を図る。
町指定ごみ袋のデザイン変更	町指定ごみ袋について、定期的なデザインの変更(分別を呼び掛ける標記の追加等)を行い、排出者の適正な排出を啓発する。
HP、広報紙等による情報発信	ごみステーションや埋立処分地のごみ排出の現状を定期的に掲載し、排出者の意識の改善を図る。
マイバッグ持参運動の推進	買い物の際のマイバッグ持参を呼び掛け、レジ袋の削減によるごみ排出量の減少をめざす。
食品ロスの削減	フードドライブ事業の実施、食品ロスの削減に向けての啓発を行う。
子ども服・絵本リユース事業	ごみの減量化や子育て世帯の負担軽減対策として、家庭で不要になった子ども服・絵本を回収し、必要な方へ無料で譲渡する。
環境学習の実施	教育現場と連携し、出前講座の実施や処理施設の見学の機会等を確保する。
事業系ごみの排出抑制	事業系ごみの排出の実態を把握し、分別等の指導・助言を行うとともに資源化を推進する。
町庁舎からの排出抑制	町庁舎からの排出を抑制するために、環境に配慮した製品の購入を検討し、また、ペーパーレス化を職員に呼び掛けする等、無駄のない効率的な業務を行う。排出したごみは分別を徹底し、適正な処理を行う。

5. 収集・運搬計画

(1) 計画目標

本町ではごみ排出の際のルール違反が目立ち、収集・運搬の非効率化につながっている。引き続き分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、町民及び事業者に対する啓発活動を推進し、ごみの発生・排出状況を常に把握し、量・質の変化に応じた合理的、効率的な収集・運搬体制を整備していくことを目標とする。

(2) 収集・運搬体制

今後は現状どおりの収集・運搬体制を維持しつつ、状況に応じて分別区分や収集・運搬方法の見直しを実施していくこととする。

(3) 収集・運搬の量

中間年度と最終年度における収集・運搬量の推移を図表4-9に示す。

●図表4-9 中間年度と最終年度における収集・運搬量（目標値）単位：t

区 分	実績 (令和3年度)	中間年度 (令和9年度)	最終年度 (令和14年度)
収集可燃ごみ	3,470.65	3,487.95	3,453.85
収集不燃ごみ	189.00	189.94	188.08
資源ごみ	259.12	260.41	257.86
計	3,918.77	3,938.30	3,899.79

※収集・運搬量 = 排出量 - 直接持込量

6. 中間処理計画

(1) 計画目標

可燃ごみに関しては、現況どおりの中間処理を行いつつ処理量の減量のために排出時の分別徹底を呼び掛けていく。

不燃ごみに関しては、混入した可燃ごみ・資源ごみの分別を徹底的に行い、埋立量の減量化を進めることで、一般廃棄物埋立処分地の延命化に努めることとする。

また、有害物資である水銀等が含まれている蛍光灯・温度計・血圧計を適正に処理し、かつ資源として活用するため、リサイクルごみとして拠点での回収を実施し不燃ごみの減量にも努めることとする。

(2) 中間処理の方法

本町の中間処理方法は、可燃ごみに関しては現状どおり倉敷市に委託し水島清掃工場・西部清掃施設組合清掃工場にて焼却処理を行う。

不燃ごみに関しては、早島町一般廃棄物埋立処分地にて手作業で分別を行った後破砕処理を行う。早島町一般廃棄物埋立処分地は、竣工から40年を超えており、施設の老朽化が進んでいる。また、分別を手作業で行っておりごみの性状に応じた技術の導入が必要である。今後、各設備の整備、よりスムーズに分別作業を行うための工具の導入等を行い、作業の効率化、コストの削減を図る。

(3) 中間処理の量

中間年度と最終年度における中間処理量の推移を図表4-10に示す。

●図表4-10 中間年度と最終年度における中間処理量（目標値）単位：t

区 分	実績 (令和3年度)	中間年度 (令和9年度)	最終年度 (令和14年度)
可燃ごみ	3,734.19	3,752.80	3,716.10
不燃ごみ	202.97	203.98	201.99
計	3,937.16	3,956.78	3,918.09

7. 最終処分計画

(1) 計画目標

本町の不燃ごみの最終処分に関しては、早島町一般廃棄物埋立処分地内にて埋立処理を行っている。

今後の本町最終処分については、費用や用地確保の問題を踏まえ、現在の施設の延命化に継続して取り組める体制を構築することを目標とする。そのために、適正な処理を維持しつつ、埋立残余容量を常に把握し、適正で無駄のない埋立を行うよう計画的に取り組んでいくこととする。

さらに、埋立地内からの浸出液を処理する汚水処理施設に関しては、各処理設備の更新を順次行っていくこととする。

(2) 最終処分の方法

本町最終処分の方法は、早島町一般廃棄物埋立処分地での埋立処分とする。

(3) 最終処分量

最終処分量（埋立量）については、残余容量を正しく把握し、計画的な埋め立てを行うため、埋立前に計量を確実に行う。中間年度と最終年度における最終処分量の推移を図表4-11に示す。

●図表4-11 中間年度と最終年度における最終処分量（目標値）単位：t

	実績 (令和3年度)	中間年度 (令和9年度)	最終年度 (令和14年度)
最終処分量	54.90	52.16	50.00

8. その他必要な事項

(1) 早島町ごみ減量化推進協議会

早島町ごみ減量化推進協議会は、ごみ問題について地球環境を保全し、限りある資源を有効に活用するなど、極めて重要な課題であるとの認識にたつて、資源の再利用と減量化を進めるために設置するものである。

協議会の委員は35人以内とし、自治会等の推薦に基づき町長が委嘱する。協議会では下記の項目について協議を行うこととする。

- ① ごみの資源化、再利用の推進に関する事
- ② ごみの減量化の推進に関する事
- ③ その他目的達成に必要な事項

(2) 本町の長期計画

本計画で定めた施策は、図表4-12に示すとおり本町の長期計画との整合性に十分配慮して実施していくものとする。

●図表4-12 本町の長期計画

第5次早島町総合計画 令和4年度～令和13年度	環境の保全と美化の推進 — 環境保全の全町的な体制づくり — 脱炭素社会の推進 — 循環型社会の形成 — 生活環境の保全
--------------------------------	--

第5章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念

(1) 計画を実施するに当たっての基本理念

本町の生活排水は、ほとんどの地区で公共下水道が整備されているが、未処理のまま水路等に排出している家庭もあり、河川の水質汚濁に悪影響を及ぼしている。本町の生活排水は、二級河川汐入川から最終的に児島湖に流入している。

児島湖は、湖沼水質保全特別措置法で、水質の保全を図る必要がある湖沼に指定されており、岡山県も湖沼水質保全計画を定め、関係市町村と協力して水質環境基準の確保を目指している。したがって、児島湖に流入する本町の河川の水質保全を図ることは、本町の河川の水質浄化のみならず児島湖の浄化にも大いに寄与するものであり、本町の公共下水道事業を進め、河川の水質保全を図っていくこととする。

(2) 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理基本計画」のうち、中長期的な生活排水処理の推進を図るため基本方針等を定めたものであり、第5次早島町総合計画や下水道ストックマネジメント計画等との整合を図るものとする。

2. 基本方針

(1) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水による河川への環境負荷を削減していくため、公共下水道への接続件数を増加することを基本方針とする。

基本方針の詳細を以下に示す。

- ① 本町の地区の特性等を考慮しながら、未処理家庭については、公共下水道整備区域内であれば公共下水道接続を指導し、未整備区域の場合は合併処理浄化槽の設置を指導する。
- ② 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ公共下水道整備区域内であれば公共下水道へ、未整備区域内であれば合併処理浄化槽への交換を指導する。
- ③ 今後行われる宅地開発については、公共下水道処理の整備を行う。

3. 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水の排出人口

本町における生活排水の排出人口を図表5-1に示す。

令和3年度末現在、下水道計画処理区域内人口12,661人の内12,327人は生活排水の適正処理がなされており、生活排水処理率は97.4%である。

合併処理浄化槽は、昭和62年度から設置整備事業を実施しているが、平成5年度から平成7年度までは、下水道整備推進のため事業を中止した。平成8年度以降は、下記区域について、合併処理浄化槽の設置事業を推進している。

- ① 水道全体計画区域外
- ② 下水道全体計画区域で事業認可区域を除く区域
- ③ 水道事業認可区域(当分の間、公共下水道が整備されないと見込まれる区域)

なお下水道は、児島湖流域下水道浄化センターへの接続が進み、令和3年度末現在の普及率は、98.6%となっている。

●図表5-1 生活排水の排出人口

単位：人

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
1. 計画処理区域内人口	12,478	12,583	12,632	12,681	12,661
2. 水洗・生活排水処理人口	12,067	12,185	12,265	12,332	12,327
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	109	126	142	162	183
(3)下水道	11,958	12,059	12,123	12,170	12,144
(4)農業集落排水施設	0	0	0	0	0
(5)その他	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活排水未処理人口(単独処理浄化槽)	250	240	224	217	209
4. 非水洗化人口	161	158	143	132	125
5. 計画処理区域外人口	6	5	5	3	4

(2) 生活排水の収集・運搬の状況

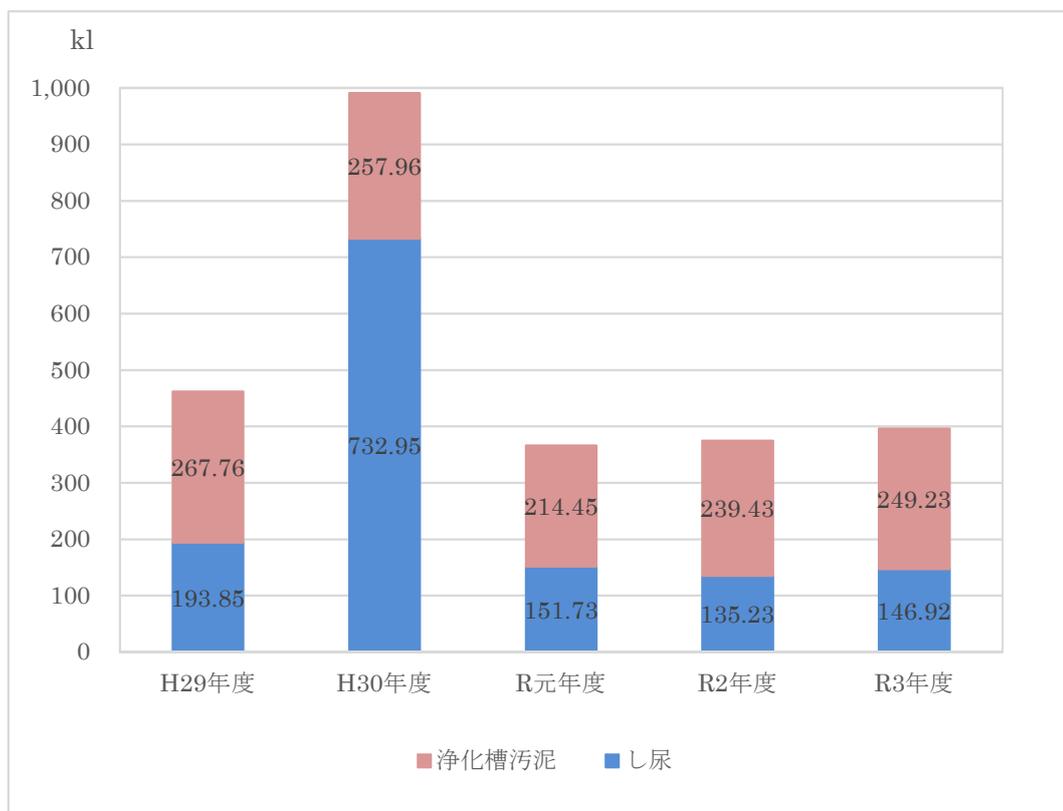
本町のし尿の収集・運搬は許可業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

収集したし尿・汚泥は、備南衛生施設組合（倉敷市茶屋町）のし尿処理施設に搬入している。本町における生活排水の収集・運搬量を図表5-2・5-3に示す。

●図表5-2 生活排水の収集・運搬量 単位：kl

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
し尿	193.85	732.95	151.73	135.23	146.92
浄化槽汚泥	267.76	257.96	214.45	239.43	249.23
合計	461.61	990.91	366.18	374.66	396.15

●図表5-3 生活排水の収集・運搬量



(3) 生活排水の処理状況

許可業者により収集・運搬されたし尿・汚泥は、備南衛生施設組合（倉敷市茶屋町）のし尿処理施設である清鶴苑で処理されている。

公共下水道に接続している家庭の排水に関しては、地下に埋設された下水管を流れ、児島湖流域下水道浄化センターに運ばれ処理された後、児島湖へ放流している。

本町における生活排水の処理状況を図表 5-4・5-5・5-6 に示す。

●図表 5-4 生活排水の処理主体

区 分	種 類	施 設	主 体
下水道	し尿・生活雑排水	下水処理施設	岡山県下水道公社
浄化槽	し尿・生活雑排水	合併浄化槽	個人等
し尿処理	し尿・浄化槽汚泥	し尿処理施設	備南衛生施設組合

●図表 5-5 処理施設の概要

施 設 名 称		備南衛生施設組合 清鶴苑
設置主体名（構成市町村）		備南衛生施設組合（早島町、岡山市、倉敷市）
所 管		備南衛生施設組合
所 在 地		倉敷市茶屋町 1919
建 築 年 月	着 工	昭和 58 年 10 月
	竣 工	昭和 60 年 11 月
敷 地 面 積		8,333 m ²
建 築 面 積		1,998 m ²
処 理 能 力		80kℓ/日
処 理 方 式		標準脱窒素処理＋凝集沈殿＋オゾン処理＋砂ろ過 ＋活性炭吸着＋抗火石浸漬床
放 流 先		倉敷川
処理目標基準		BOD : 10 mg/ℓ SS : 5 mg/ℓ
設 備 内 容	前 処 理 施 設	有
	希 積 水	河川水
	汚 泥 処 理	脱水・場外搬出（乾燥・焼却は H19.7～休止）
	汚泥処分	民間委託
	脱臭方法	生物脱臭+活性炭

●図表 5 - 6 処理施設の概要

施設名称	児島湖流域下水道浄化センター	
設置主体名（構成市町村）	岡山県下水道公社（早島町、岡山市、倉敷市、玉野市）	
所管	岡山県下水道公社	
所在地	玉野市東七区 453	
事業認可年月日	昭和 54 年 3 月	
供用開始年月日	平成元年 3 月	
敷地面積	53.4ha	
処理面積	9,714ha（令和 3 年度）	
処理人口	543,300 人（令和 3 年度）	
処理能力	295,300 m ³ /日最大（令和 3 年度）	
幹線管渠	20.2 km（令和 3 年度）	
排除方式	分流式	
処理方式	凝集剤添加、三段硝化脱窒法および急速ろ過	
放流先	児島湖	
流入水質 （設計値）	COD(mg/l)	115
	SS(mg/l)	190
	T-N(mg/l)	35
	T-P(mg/l)	4.1
放流水質 （H27 実績値）	COD(mg/l)	5.0
	SS(mg/l)	1 未満
	T-N(mg/l)	3.3
	T-P(mg/l)	0.05

（４）生活排水処理の課題

公共下水道は、主として市街化区域における下水を排除・処理するために、市町村が管理する下水道である。

本町は、児島湖流域関連公共下水道として昭和 61 年度に事業認可を受けた後、平成 3 年 3 月に供用開始され、その後は児島湖流域下水道浄化センターへの接続が進み、令和 3 年度末現在の普及率は 98.6%となっている。

生活排水処理率は、令和 3 年度末で 97.4%に達しており、全国平均の 92.6%（令和 3 年度末）、岡山県平均の 88.2%（令和 3 年度末）と比べると、高い状況にある一方で 2.6%の方が下水道に接続できていない現状がある。

下水道が整備された区域の世帯は、早期に接続する義務があるので、未接続の世帯については引き続き速やかな接続を粘り強く働きかける必要がある。

4. 生活排水処理基本計画

(1) 処理の目標

令和3年度末での生活排水処理率は97.4%であり、前計画目標値の98.4%を達成できなかったことから、目標値を以下とおリ修正する。

今後も、引き続き下水道処理区域内で接続できていない家庭については、接続を推進していき、合併処理浄化槽については、当分の間下水道の整備がされないと見込まれる区域に限り整備していく。生活排水処理率の推移を図表5-7、処理形態別人口の推移を図表5-8に示す。

なお、補助金の施行については、「早島町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づいて行う。

●図表5-7 生活排水処理率の推移（目標値）

	実績（R3年度）	中間年度（R9年度）	最終年度（R14年度）
生活排水処理率	97.4%	98.1%	98.6%

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

●図表5-8 生活排水の処理形態別人口の推移（目標値） 単位：人

	実績 (R3年度)	中間年度 (R9年度)	最終年度 (R14年度)
1. 計画処理区域内人口	12,661	13,055	13,263
2. 水洗・生活排水処理人口	12,327	12,810	13,073
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	183	134	97
(3) 下水道	12,144	12,676	12,976
(4) 農業集落排水施設	0	0	0
(5) その他	0	0	0
3. 水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	209	160	128
4. 非水洗化人口	125	85	62
5. 計画処理区域外人口	4	4	4

(2) 生活排水を処理する区域

合併処理浄化槽、公共下水道を検討していく地域については、本町の都市計画からの見地、地区の特性、周辺環境等から処理方式を定める。

① 公共下水道全体計画区域内

本町では、計画的かつ重点的に公共下水道の整備を推進していくこととし、児島湖流域関連公共下水道において設定された処理区域のうち、現在の事業認可区 480ha について、引き続き下水道整備を推進していく。ただし、下水道の整備が当分の間見込まれないとする区域については、経過措置として浄化槽設置整備事業による生活排水処理を推進する。

また、下水道事業認可区域の下水道整備が完了した後、下水道全体計画区域 598ha へ向け下水道事業認可区域の変更を行い、下水道整備を推進する。

② 公共下水道全体計画区域外

下水道全体計画区域外については、浄化槽設置整備事業による生活排水処理とする。住民の生活水準の向上により、より快適なライフスタイルが求められており、トイレの水洗化は必須の要件となっている。さらに環境への影響を考慮すると、し尿のみを処理する単独浄化槽よりも生活排水を併せて処理することができる合併処理浄化槽の設置をする必要がある。

図表 5-9 に整備計画を示す。

●図表 5-9 合併処理浄化槽設置整備計画

処理計画区内	計画処理世帯数	整備予定年度	事業費見込み
当分の間下水道の整備が見込まれない区域	約 10 世帯	令和 5 年度～ 令和 14 年度	約 3,540 千円

(3) し尿、浄化槽汚泥処理の計画

し尿、浄化槽汚泥の目標年度（令和 14 年度）における収集・運搬量を、以下のとおり設定する。

今後も引き続き公共下水道接続を促しながら、収集・運搬量を減らしていくこととする。

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬量を図表 5-10 に示す。

●図表5-10 中間年度と目標年度における収集・運搬量 単位：kl

	実績 (R3 年度)	中間年度 (R9 年度)	目標年度 (R14 年度)
し尿	146.92	92.82	67.70
浄化槽	249.23	194.48	149.45
計	396.15	287.30	217.15

5. その他必要な事項

(1) 住民に対する広報・啓発活動

生活雑排水対策の必要性、浄化槽の適正管理の重要性等について、地域住民に周知を図るための広報・啓発活動を実施する。

特に、各家庭ですぐにでも取り組み、効果が期待できる台所や風呂場での対策（廃油やごみを流さない等）について、引き続きホームページや広報紙で呼びかけていく。

第2次早島町一般廃棄物処理基本計画

令和5年6月

発行：早島町
編集：早島町 町民課

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360-1
TEL 086-482-0613
FAX 086-482-0564